

美浜町大学生等応援飲食券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ふるさと美浜の将来を担う大学生等に対して美浜町大学生等応援GOGOプレミアム付飲食券（以下「飲食券」という。）を発行し、応援するとともに、売上が大幅に減少している町内の飲食店や小売店、旅館等における町民の消費を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食券 前条の目的を達成するために、美浜町（以下「町」という。）が交付するプレミアム付飲食券をいう。
- (2) 交付対象者 平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、高等専門学校及び特別支援学校並びに同法第124条に定める専修学校、同法134条に定める各種学校及びこれらに相当する教育を行うと町長が認めた学校に在籍する者（以下「大学生等」という。）のうち町内に居住する者及び町外に居住する大学生等の保護者等。
- (3) 保護者等 町の住民基本台帳に登録されている者で、大学生等が属する世帯の世帯主である者若しくは大学生等が属した世帯の世帯主であった者又は大学生等を養育する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親をいう。
- (4) 取扱店 美浜町GOGOプレミアム付飲食券発行事業実施要綱（令和2年6月）に基づき取扱店登録証明書を交付された事業者をいう。

(交付申請)

第3条 飲食券の交付を受けようとする交付対象者は、町長が別に定める美浜町大学生等応援飲食券交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書には、在学している大学等の在学証明書の写しなど、在学していることが確認できるものを添付しなければならない。また、町に住民票を移していない町内在住の大学生等においては、交付申請書の該当欄に、下宿先の家主の証明を得るものとする。
- 3 交付申請書の受付期間は、令和2年9月1日から令和2年9月30日までとする。この場合において、郵送により交付申請書及び関係書類を提出する場合は、当該交付申請書及び関係書類に係る配達受付の消印が交付申請期間の末日までに押されているときに限り、当該交付申請書及び関係書類の提出が交付申請期間に行われたものとみなす。

(飲食券の交付等)

第4条 町長は、この要綱に定めるところにより、交付対象者に対して飲食券を交付する。

- 2 町長は前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付対象者に対して飲食券の交付の可否を決定するものとする。なお、交付決定は飲食券の発送をもって、これに替えるものとする。
- 3 飲食券は、一人につき、10,000円分とする。
- 4 飲食券の一枚あたりの額面金額は、1,000円とする。
- 5 飲食券の交付は、原則、郵便配達にて簡易書留により行うものとする。ただし、日本福祉大学生においては、次項により行うものとする。
- 6 日本福祉大学生に対しては、原則、日本福祉大学美浜キャンパス内において、飲食券を交付する。なお、交付にあたり、公的身分証明書の写し等本人を確認できる書類の提示を求めること、当該交付対象、その代理人が本人であることを確認できる書類の提示を求めことがある。

(飲食券の使用範囲等)

第5条 飲食券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 飲食券の使用期間は、発行した日から令和2年12月28日までの間とする。

(飲食券に関する周知等)

第6条 町長は、事業の実施に当たり、対象者の要件、申込の方法及び申込受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により日本福祉大学及び住民へ周知を行う。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第7条 町長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から申請受付期限までに申請が行われなかった場合は、交付対象者が飲食券の交付を辞退したものとみなす。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、飲食券の運用等については、美浜町GOGOプレミアム付飲食券発行事業実施要綱に準ずるものとし、その他必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日にその効力を失う。